

汎用乾燥調製施設 電気設備工事

仕 様 書

(低圧引込設備・動力配線・照明設備工事)

令和 8 年 9 月 1 日

S Kファーム株式会社

第 1 総 則

1 適用

本仕様書は、S Kファーム株式会社（以下「発注者」という。）が発注する「汎用乾燥調製施設 電気設備工事」に適用する。

2 工事名

汎用乾燥調製施設 電気設備工事

3 施工場所

青森県つがる市木造館岡屏風山 1 3 0 番 3 地内（発注者所有の既存農業用施設内）

4 工 期

契約締結の日から令和 8 年 1 2 月 2 0 日まで

5 契約の効力

本工事は、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（みどりの事業活動を支える体制整備）の交付対象事業である。本工事は、当該交付金の交付決定を停止条件として効力を生ずるものとし、交付決定がなされない場合又はその内容に変更が生じた場合は、契約の解除又は変更を行うことがある。この場合において、受注者は発注者に対し損害賠償等の請求を行わないものとする。

第 2 工事概要

本工事は、別途発注する汎用乾燥調製設備（機器合計所要動力 約 5 9 . 5 7 kW）の稼働に必要な電源設備を整備するものであり、その概要は次のとおりとする。

番号	工 種	内 容
1	低圧引込設備の整備	汎用乾燥調製設備の設置に伴う低圧電力（ブレーカー契約）の引込設備（引込口装置、電力量計取付、主開閉器（ブレーカー）盤等）の整備。契約電力は機器確定後に発注者、機械設備受注者及び電力会社と協議のうえ決定する（約 4 9 kW を予定）。
2	幹線・動力配線工事	低圧引込設備（主開閉器盤）から主操作盤（操作盤 P - 1）及び動力盤（操作盤 P - 2）までの一次側電源工事、並びに各機器への動力配線。
3	照明設備工事	施設内の照明設備（高天井照明、乾燥機前面用照明、コンベヤ上・下照明等）の設置及び配線。
4	接地工事	各機器及び盤類の接地（アース）工事。
5	電力会社協議支援	受電容量変更に伴う電力会社との協議・申請に必要な資料作成の支援。

第3 電気方式及び参考容量

項 目	内 容
受電方式	低圧受電（低圧電力・ブレーカー契約） 契約電力 約 4 9 kW（機器確定後に電力会社と協議）
電気方式	動力 三相 2 0 0 V 電灯 単相 1 0 0 / 2 0 0 V
主操作盤（P－1） 参考容量	約 3 4.7 1 kW
動力盤（P－2） 参考容量	約 2 5.0 6 kW
機器所要動力合計	約 5 9.5 7 kW（機械設備分）

※ 上記の参考容量は機械設備メーカーの参考図に基づく想定値であり、確定容量は機器の最終仕様の確定後に発注者及び機械設備受注者と協議のうえ決定する。インバータ使用機器があることに留意すること。なお、機器所要動力合計（約 5 9.5 7 kW）に対し、低圧電力（ブレーカー契約）の契約電力は約 4 9 kW を予定している（インバータ制御及び需要率を考慮）。

第4 照明設備

照明設備は、作業に必要な照度を確保できるものとし、次を標準とする。

番号	名 称	数 量	仕 様 ・ 要 件
1	高天井照明	1 0 基	施設内全般照明。L E D 高天井器具。作業床面の平均照度 2 2 0 ルクス以上を確保すること。
2	乾燥機前面用照明	一式	乾燥機の操作部前面を照らすもの。
3	コンベヤ上・下照明	一式	搬送設備の上部及び下部の点検・作業に必要な照明。

※ 照明器具は上記と同等以上の性能を有する製品とし、特定の製造者・型式を指定するものではない。

第5 工事区分

区 分	本工事に含むもの	本工事に含まないもの（別途工事）
電気設備	低圧引込設備の整備 主操作盤・動力盤までの一次側電源工事 各機器への動力配線 照明設備工事 接地工事	主操作盤・動力盤の製作（機械設備工事に含む） 機器間の制御配線（機械設備工事に含む）
土木建築	配管・配線に必要な壁貫通部の処理	建物本体工事

区 分	本工事に含むもの	本工事に含まないもの（別途工事）
		荷受けピット築造（別途工事）
その他	電力会社協議に必要な資料作成支援	インターネット回線の敷設 電力会社への申請手続きそのもの

第 6 一般事項

- （１） 工事は、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律その他関係法令及び内線規程に準拠して施工すること。
- （２） 工事は、電気工事士法に基づく有資格者により施工すること。
- （３） 受注者は、着工前に工程表を発注者に提出すること。
- （４） 既存建物・既存設備を損傷しないよう養生し、損傷が生じた場合は受注者の負担で原状に復すること。
- （５） 機械設備工事及び荷受けピット築造工事と並行して実施するため、工程・取合いについて発注者及び関連工事受注者と十分に調整すること。
- （６） 工事完了後、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定その他必要な試験を行い、その結果を試験成績書として提出すること。
- （７） 工事完了後、発注者の完成検査に合格したうえで引渡しを行い、補助事業の実績報告及び現地確認に必要な書類の作成に協力すること。
- （８） 引渡しの日から１年間は、受注者の責めに帰すべき契約不適合について、受注者の負担において修補等を行うこと。
- （９） 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、発注者と受注者が協議のうえ定める。

第 7 提出書類

時 期	書 類	部 数
完了時	完成図（配線図・盤図・照明配置図） 試験成績書（絶縁抵抗・接地抵抗） 完成写真	各 1 部

※ 完成図及び試験成績書は、電子データ（ＰＤＦ）でも提出すること。

※ 本工事は交付金事業であり、上記書類は補助事業の実績報告に用いるため、記載内容の正確性に留意すること。